

事務所コラム

2017年2月13日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

平成 28 年分の確定申告から！ 確定申告書へのマイナンバー記載

H28 分から確定申告書にマイナンバー記載

いよいよ、平成 28 年分の所得税の確定申告書からマイナンバーの記載が始まります。申告書の様式も少し変わり、マイナンバーの記載欄（12 桁）が設けられました。

所得税の確定申告書には A 様式・B 様式の 2 つのタイプがありますが、A 様式（給与所得者の医療費控除や住宅ローン控除の還付申告等で使用）のマイナンバーの記載欄は次の箇所に設けられています

【A 様式】

第一表	・本人のマイナンバー記載欄
第二表	・控除対象配偶者のマイナンバー記載欄 ・扶養親族のマイナンバー記載欄 （住民税に関する事項） ・16 歳未満の者のマイナンバー記載欄

B 様式には「事業専従者」の番号記載欄

事業所得や不動産所得の申告を行う方が使用する B 様式の申告書には、A 様式の記載事項に加え、「第二表」に「事業専従者のマイナンバー記載欄」が設けられています。

なお、「第三表」（分離課税用）や「第四表」（損失申告用）、青色申告決算書や収支内訳書、住宅ローン控除の計算明細書にはマイナンバーの記載箇所はありません。

申告書には「本人確認書類(写し)」の添付

また、番号確認（マイナンバーが正しい番号であるかの確認）と身元確認（なりすまし防止）のため、申告書に「本人確認書類(写し)」の添付が求められています。

ただし、申告書に添付が必要とされるのは「本人分」の「本人確認書類（写し）」のみです（全員分を取らなくても結構です）。

【典型的な書類の添付例】

- ①マイナンバーカード（表裏両面の写し）
- ②通知カード+運転免許証・健康保険

もし、通知カードを紛失されている場合には、個人番号付きの住民票を発行して頂く方が早いかもしれません。

税理士が代理送信する場合その他の申告

本人確認書類は、当年分の「添付書類台紙」に貼付して申告書に添付するか、税務署窓口で「本人確認書類（原本）」を提示することになりますが、税理士が e-Tax による代理送信をしている場合には、「本人確認書類」の添付は省略されます。

所得税の確定申告ばかりでなく、消費税や贈与税の申告書も同様の取扱いを受けますので、ご注意ください。



なるべく早めに
本人確認書類を
ご用意ください！